

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
10	有限会社上四元工務店	鹿児島市西陵四丁目52番8号	当該業者は、本市発注の「唐湊地下道線ほか1線側溝等補修工事」において、契約を締結後、必要人員の確保及び施工管理が困難との理由により工事続行不能届を提出し、当該契約を解除された。	令和8年2月12日から 令和8年6月11日まで (4月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第3第5項: 契約不履行等)		
9	株式会社トーニチコンサル タント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	令和7年12月19日、公正取引委員会は、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、入札等の参加業者5社及び東海旅客鉄道株式会社に対し、独占禁止法違反(第3条: 不当な取引制限の禁止)により、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このうち、本市登録業者である当該業者は、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月9日から 令和8年3月8日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項: 独占禁止法違反行為)		
8	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野七丁目11番1号	令和7年12月19日、公正取引委員会は、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、入札等の参加業者5社及び東海旅客鉄道株式会社に対し、独占禁止法違反(第3条: 不当な取引制限の禁止)により、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このうち、本市登録業者である当該業者は、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月9日から 令和8年5月8日まで (4月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項: 独占禁止法違反行為)		
7	村上建設株式会社	奄美市名瀬小浜町29番9号	当該業者は、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市名瀬大字大熊所在の大熊漁港において同社が所有する船舶を同社従業員が洗浄した際に、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させたとして、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」違反により名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。	令和7年12月25日から 令和8年 1月24日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項: 不正又は不誠実な行為)		

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
6	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年9月24日、公正取引委員会は、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨の合意をし、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法違反(第3条:不当な取引制限の禁止)により、当該業者を違反業者として公表した。	令和7年10月3日から 令和8年 2月2日まで (4月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項:独占禁止法違反行為)		
5	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年9月24日、公正取引委員会は、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨の合意をし、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法違反(第3条:不当な取引制限の禁止)により、当該業者に排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	令和7年10月3日から 令和7年12月2日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項:独占禁止法違反行為)		
4	株式会社岩本建設	鹿児島市喜入生見町2833番地	当該業者は、令和6年1月4日に指宿港の現場で作業員がコンクリート打設中に転倒し、休業4日以上を要する傷害を負い同日から休業したのに、「自社車庫にて転倒し負傷した」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出したとして、同社及び代表取締役が労働安全衛生法違反により鹿児島簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和7年8月8日に刑が確定した。	令和7年 9月19日から 令和7年12月18日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)		
3	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号	当該業者の東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路整備工事の設計業務において、入札の秘密事項となる設計価格を、気仙沼市職員から事前に入手し、不正に受注したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警に逮捕され、同年8月8日に起訴された。	令和7年 8月26日から 令和7年10月25日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第6項:競売入札妨害又は談合)		

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
2	株式会社鹿工設備	鹿児島市本城町1318番4	<p>当該業者は、鹿児島市下水道条例第7条第2項の規定に基づく管理者の設計審査を受けずに工事施工し、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなかったため、鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程第10条第2項の規定により指定排水設備工事事業者の指定の効力を停止され、水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置(令和7年6月19日から令和7年7月18日まで1か月)を受けた。</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和7年 6月23日から 令和7年 7月22日まで (1月間)</p>	
1	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町1丁目12番30号	<p>当該業者は、民間発注者から請け負った工事において、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。 このことに対し、令和7年3月4日に近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止命令)を受けた。 (営業停止期間:令和7年3月19日から令和7年3月28日までの10日間)</p> <p>鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反行為)</p>	<p>令和7年 4月28日から 令和7年 7月27日まで (3月間)</p>	